



鳥取県公報

平成16年 8 月 3 日(火)
第 7 6 0 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	青少年に有害な図書類の指定 (554) (協働推進室)	1
	生活保護法による医療機関の指定 (555) (福祉保健課)	1
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (556) (")	2
	家畜伝染病の発生 (557) (畜産課)	2
	県営土地改良事業計画の変更 (558) (耕地課)	2
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (559) (都市計画課)	3
内水面漁	コイの持ち出し等の禁止等に関する指示 (3)	3
管委告示	コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲 (4)	4
正 誤	平成16年 7 月 9 日付鳥取県公報第7601号中訂正.....	4

告 示

鳥取県告示第554号

鳥取県青少年健全育成条例 (昭和55年鳥取県条例第34号) 第13条第 1 項の規定に基づき、同項第 1 号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成16年 8 月 3 日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定 番号	種別	図書類		
		題名及び号数	発行記号等	表示された発行所名
6968	雑 誌	週刊プレイボーイ 第39巻 第25号	雑誌 20671 - 7/6	株式会社集英社
6969	"	ヤングチャンピオン NO. 14	雑誌 28282 - 7/13	株式会社秋田書店
6970	"	スーパージャンプ NO. 14	雑誌 29182 - 7/14	株式会社集英社
6971	"	週刊 アサヒ芸能 第59巻25号通巻2962号	雑誌 20011 - 7/1	株式会社徳間書店

鳥取県告示第555号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年 8 月 3 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
石田医院	気高郡青谷町大字青谷4032 - 19	平成16年 7 月 1 日

鳥取県告示第556号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年 8 月 3 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
石田医院	気高郡青谷町大字青谷4032 - 19	平成16年 6 月30日

鳥取県告示第557号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成16年 8 月 3 日

鳥取県知事 片 山 善 博

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発 生 場 所	発 生 年 月 日
ヨ－ネ病	牛	患畜	1	東伯郡東伯町大字森藤80	平成16年 7 月27日

鳥取県告示第558号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営畑地帯総合整備事業大淀地区農業用排水及び農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成16年 8 月 3 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成16年 8 月 3 日から20日間

3 縦覧に供する場所

米子市役所、大山町役場及び淀江町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第559号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成16年 8 月 3 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画下水道 鳥取市公共下水道

2 縦覧場所

鳥取県県土整備部都市計画課 鳥取県東町一丁目220

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイの持ち出し等について次のとおり指示する。

平成16年 8 月 3 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 湯 村 良 章

1 指示内容

(1) コイの持ち出し等の禁止

ア コイヘルペスウイルスを保有しているコイが確認された県内公共用水面及びこれと接続一体をなす水面で鳥取県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が指定する範囲（以下「当該水域」という。）から、コイを持ち出し、及び当該水域以外の水域に放流又は遺棄してはならない。

イ 委員会は、当該水域の範囲を指定したときは、速やかに公表するものとする。

(2) コイの放流等の制限

ア 当該水域には、いかなるコイも放流してはならない。

イ 当該水域を除く県内公共用水面及びこれと接続一体をなす水面に増殖目的で次の表の左欄に掲げるコイを放流しようとする場合は、同表の右欄に掲げる事項を遵守しなければならない。

県内で飼育された放流用のコイ	当該コイ群について、鳥取県栽培漁業センターによる所要の飼育観察を行った上で、PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。以下同じ。）に
----------------	---

	よりコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。
県外で飼育された放流用のコイ	当該コイ群を放流しようとする日の前日までに、委員会事務局に対して、当該コイ群がコイヘルペスウイルス病汚染水域由来でないことを報告し、及び公的機関が実施した当該コイ群に関するPCR検査の結果を証明する書類を提出すること。

ウ 生死を問わず、県内公共用水面及びこれと接続一体をなす水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示期間

平成16年 8 月 3 日から平成17年 3 月31日まで

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 4 号

平成16年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 3 号に基づき、コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成16年 8 月 3 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 湯 村 良 章

溝口町溝口の日野川から取水する尾高井手及びそれに接続するすべての用水路並びに岸本町吉定の日野川から取水する箕蚊屋用水及びそれに接続するすべての用水路

正 誤

平成16年 7 月 9 日付鳥取県公報第7601号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 6

行 15

誤 免除

正 (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。